利用者支援事業が始まっています

問い合わせ 子育て推進課入所係 四38-2128

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、 今年度から認定こども園や小規模保育事業な ど、多様な保育施設が開園しています。子ども を預けて働く際に、どこの施設を利用しよう か迷っているかたはおられませんか?

保育所などへの入所相談を始め、保育施設 の様子や、子育てのちょっとした疑問なども ご相談ください。もちろん電話での相談にも対応します。

■時間 平日・執務時間内(正午から午後0時45分を除く) ■場所 市役所北館4階子育て推進課入所係

子育てセンターからのお知らせ

問い合わせ 子育てセンター ☎・− №31-8006

「あそぼう会」のご案内

- ■日 時 8月5日·19日·9月2日·16日·10月7日·21日(水) 午前10時~11時45分
- 場 保健福祉センター(運動室)
- 容 自由遊びなど
- ■対 象 2歳~4歳児とその保護者
- ■持ち物 お茶またはお水・外靴を入れる袋・上靴 ※直接会場へ

子育てセンター キッズクッキング「みんなでつくろう!お昼ごはん」



時 8月8日(土)午前10時~午後1時 (受付9時40分~)

場 保健福祉センター(調理室) 象 小学校3年生~6年生·30人〈要予約〉

師 芦屋栄養士会 ■講

■参加費 1人500円(当日徴収します)

■持 ち 物 エプロン・三角巾・マスク・上靴

■申し込み 7月15日(水)午後1時から電話で 上記へ

ひとり親家庭親睦バスツアー 参加者募集

問い合わせ 子育て推進課こども係 ☎38-2045

時 8月8日(土)午前9時~午後5時 ※午前8時45分精道保育所前集合後、バスで移動

容 地引網体験・バーベキュー

象 ひとり親家庭の親子・先着40人

加費 小学生以上1,000円

就学前児(保護者同伴)無料 ■申し込み 7月31日(金)までに電話で上記へ



女と男の参画メール 「女の子らしく」「男の子らしく」ってなぁに? 性別にかかわりなく「その子らしく」を大切に!!!

問い合わせ 男女共同参画推進課 ☎38-2023

のり い個性があっていも、性別にから

いりきっぱいます

個う

思葉

る来認け のでは、かたり励

な し た で し た で し

のの してね」 でも、ころに

ベよだの親

きあ

中学生対象

付れれ周

「芦屋市男女共同参画推進条例」啓発パンフレット(概要版)の 表紙イラストとレタリング募集

問い合わせ 男女共同参画推進課 238-2023(〒659-0065 公光町5-8)

平成21年3月に制定した「芦屋市男女共同参画推進条例」は、女性でも男性でも、一人ひと りが尊重しあい、個性と能力を発揮し、助け合って、いきいきと生活できるまちづくりを目 指しています。

今回、この条例をさらに多くの皆さんに知っていただくため、新たにパンフレットの表紙 のイラストと、表題のレタリングを、市内在住の中学生の皆さんから

募集します。 ※イラストのみ、レタリングのみの応募もできます。

■テーマ 芦屋市男女共同参画推進条例

容 イラストは、あなたが考える男女共同参画のイメージ レタリングは、「芦屋市男女共同参画推進条例」という文字をデザイン

象 市内在住の中学生

■応募方法 指定の応募用紙(A5サイズ)に色えんぴつ、クレパス、水彩絵の具、ポスター カラー等で記入し、9月2日(水)までに持参または郵送で上記へ

※市立中学校の皆さんには、学校を通じて配布・回収

※私立中学校の皆さんには、応募用紙をお送りしますので上記へ連絡をお願いします。 応募作品は、男女共同参画センター等に展示予定。応募者全員に記念品を差し上げます。 採用者・入選者には図書カードを進呈し、採用者の氏名は条例概要版に記載します。作成し た条例パンフレットは、広報あしや・市ホームページに掲載予定であるほか、市立中学校の 生徒の皆さん、男女共同参画センターの講座や事業参加者など広く市民に配布します。

災害義援金の募集について

~ネパールの地震災害の被災者に温かいご支援を~

■募集期間 8月31日(月)まで ■募金箱の設置場所

芦屋市役所、芦屋病院、ラポルテ市民サービスコーナー、上宮川文化センター、保健福祉セン ター、打出教育文化センター、市民センター、経済課・消費生活センター、男女共同参画センター、 あしや市民活動センター、体育館・青少年センター、保健センター、図書館、谷崎潤一郎記念館、美 術博物館、潮芦屋交流センター、海浜公園プール

※ゆうちょ銀行ほか各金融機関からの振り込みも可能です。

詳しくは下記までお問合せください(別途振込手数料がかかる場合があります。)。 ※なお、この義援金は、税法上の優遇措置(特定寄附金控除)の対象ではありません。

問い合わせ 社会福祉課 ☎38-2153

夏休みこども人権講座 ~見て、考えて、わかる、大切なこと~ 時 7月23日(木)午後2時~3時 場 児童センター(上宮川文化センター) ■内 容「もうひとつの桃太郎」ほか ■対 象 小学校低学年 (保護者同伴可)・ 150人

■講 師 ぐりーんぺっぱー ※直接会場へ

問い合わせ 児童センター ☎22-9229

<人 権 に つ い て の 市 民 意 識 調 査 結 果 《 概 要 ぐお互いを尊重しながら理解と思いやりの心が広がっている社会を目指して

問い合わせ 人権推進課 ☎38-2055

市では、「芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針」の見直しのための基礎資 料を得ることを目的に、昨年9月にアンケート調査を実施しました。

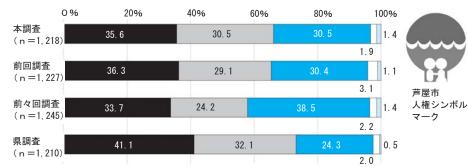
調査対象は、市内在住の満16歳以上の男女のかたで、無作為に抽出した2,500人とし、 1,218人のかたから回答をいただきましたので、その概要(一部)をお知らせします。

なお、詳しい調査結果は、市ホームページ・市役所北館1階行政情報コーナー・ラポル テ市民サービスコーナーでご覧いただけます。

■「人権」ということを、どの程度身近に感じているか

「身近に感じる」が35.6%と最も多く、次いで「どちらとも言えない」と「身近に感じな い」が30.5%で同率となっています。講演会等参加状況別にみると、参加したかたでは「身 近に感じる」が最も多いのに対して、参加したことがないかたでは「身近に感じない」が 最も多くなっています。

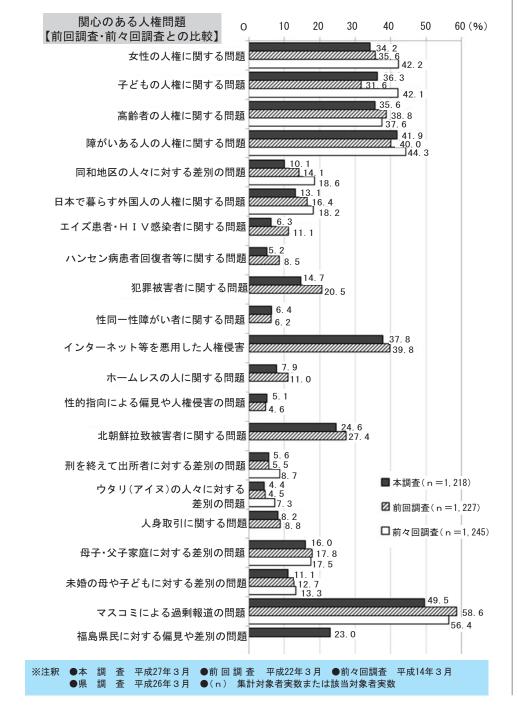
「人権」を身近に感じている程度 【前回調査・前々回調査・県調査との比較】



■身近に感じる どちらとも言えない ●身近に感じない □わからない 不明・無回答

■関心のある人権問題

さまざまな人権問題が解決すべき重要な課題としてリストアップされ、人権教育・啓 発の対象とされるようになりました。今回の調査において、関心のある人権問題として 挙げられた上位5項目は、「マスコミによる過剰報道の問題」(49.5%)、「障がいのある人 の人権」(41.9%)、「インターネット等を悪用した人権侵害」(37.8%)、「子どもの人権」 (36.3%)、「高齢者の人権」(35.6%)でした。



市民と市長の「集会所トーク」を開催

問い合わせ 政策推進課 ☎38-2127

山中市長が、市民の皆さんに本年度の主な取り組み等について説 明し、より良いまちにするため、意見交換を行います。

会場は、下記の集会所等で開催します。各会場は約30人入場できま 市し す。各会場には、駐車・駐輪スペースはありません。バスまたは徒歩で

※身体に障がいがあり自動車駐車場を利用されるかたについては、との 事前にお申し出ください。

■開催日時·会場

	開催	日	会 場	時間 問
	7月16日	木	茶屋集会所	午後7時30分~9時
	7月17日	金	春日集会所	一夜/時30万~9時
	7月18日	土	奥池集会所	午後2時~3時30分
	7月21日	火	竹園集会所	
	7月28日	火	翠ケ丘集会所	午後7時30分~9時
	7月29日	水	三条集会所	
	7月30日	木	朝日ケ丘集会所	

※参加申し込みは不要です。直接、会場へお越しください。 ※開催30分前から開場しています。

長や 共ま

にち

語づ

りく

合り

いな

しに

ょつ

うい

T

※上記の集会所以外での集会所トークは、終了しています。

問い合わせ 市長室 ☎38-2000

私たちが安心して暮らせる明るいまちづくりのため、市民生活の安全や市内 の治安維持などに功績のあった警察官に対し、7月8日(水)の「第65回社会を明 るくする運動・市民のつどい」において、山中市長から感謝状を贈呈しました。

西下 利幸 氏(交通課 交通捜査 係長)

芦屋警察署に平成25年3月に着任、現在は交通課交通捜 **査係で上席係長としてひき逃げ事件や当て逃げ事件捜査** を担当し、迅速的確な事件指揮により多くの事件を検挙解 決するなど、市内での交通安全の確保に努め、安全・安心な 街づくりに寄与されている。

前田 忠照 氏(刑事課知能犯捜査係長)

芦屋警察署に平成23年3月に着任、現在は刑事課知能犯 捜査係で上席係長として豊富な捜査経験に加え、捜査の陣 頭指揮のために自ら県外に赴くなど、多くの詐欺事件等知 能犯罪を検挙解決し、安全・安心な街づくりに寄与されて いる。



住所の届け出は、漏れなく、正しく、速やかに!

問い合わせ 市民課 238-2030

住民票(住民基本台帳)には、氏名・生年月日・性別・住所・世帯主 との続柄などが記載され、国民健康保険や国民年金、児童手当な どさまざまな行政サービスの基礎となっています。

これらの行政サービスを確実に受けられるようにするため、引 越しなどにより住所を移したかたは、速やかに住民票の異動の届 け出(転出届・転入届・転居届等)を行う必要があります。

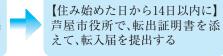
●芦屋市から他の市区町村に転出する場合

【転出前に】 まず芦屋市役所で、転出届を提出 して、転出証明書を受け取る

【住み始めた日から14日以内に】 引越後の市区町村で、転出証明 書を添えて、転入届を提出する

●他の市区町村から芦屋市に転入する場合

【転出前に】 まず引越前の市区町村で、転出届 を提出して、転出証明書を受け取る



●芦屋市内で転居する場合

【住み始めた日から14日以内に】 芦屋市役所で転居届を提出する

また、今年10月以降、社会保障・税・災害対策の手続きの際に必要となる「マイ ナンバー」が、住民票の住所地に通知されます。

そのためにも、正確な住所の登録が必要ですので、お住まいを移す場合には、 住民票の異動の届け出を漏れなく正しく行っていただくようお願いします。

